

# ふる里の丘居宅介護支援事業所 ご利用案内



## ふる里の丘居宅介護支援事業所

### 基本理念

安きに居りて  
危うきを思い  
至誠にて思誠を尽くし  
是好日を成す

### 経営理念

穏やかで、楽しい  
尊厳ある生活を保障する  
その人らしい  
あたりまえの生活を  
保障する

### ケア理念

専門的な知識と技術を持ち  
高齢者にとって望ましい適切なケア環境を整え  
たえず適度な刺激を与えることによって  
高齢者が持っている健康な能力を引き出すような  
そして何よりも高齢者の自尊心が高められるような  
ケアを提供する

〒049-5613 虻田郡洞爺湖町清水21-98  
TEL 0142-76-1305 : FAX 0143-76-1302  
<http://www.koseikai-wel.or.jp>

## 介護保険で、ご利用可能なサービスについて【一部】

### 訪問介護

ホームヘルパーが自宅に訪問して  
食事・入浴・排泄等の身体介護や  
調理・洗濯・掃除などの日常生活の  
援助をします。通院を目的とした  
車の乗降介助も行います。



### 訪問看護

病気等を抱えている人へ  
看護師等が自宅を訪問し  
療養上の世話や診療の  
補助を行います。



### 訪問リハビリ

理学療法士や作業療法士等の  
リハビリの専門職が自宅を  
訪問しリハビリテーションを  
行います。



### 通所リハビリ

医療機関に併設されている施設に  
通い、食事・入浴・排泄等の介護  
に加え、生活機能の為のリハビリ  
テーションを日帰りで行います。



### 通所介護

通所介護施設に通い、食事・入浴  
排泄等の日常生活の支援や機能訓練等を  
日帰りで行います。  
デイ・サービスとされています。



### 福祉用具貸

歩行が不安定な方に必要な杖や歩行器  
ご自宅で暮らす際に必要な手摺等を  
必要に応じお貸しします。段差の解消や  
住宅の改修についても承ります。



### 短期生活入居 【ショートステイ】

介護老人福祉施設や医療機関などに  
短い期間、入居をして日常生活上  
の支援や機能訓練を行います。  
ご家族の介護負担軽減にも活用できます。



※ ご自宅での生活が難しい場合には、ご希望があれば、介護老人保健施設  
介護老人福祉施設・グループホームについてもご紹介させていただきます。

# 事業所のご案内

ふる里の丘 居宅介護支援事業所【指定居宅介護支援事業】  
(北海道指定 第0173700097号)

開設年月日 平成12年4月1日

営業日 月曜日～金曜日【12月30日～1月3日までを除く】※祝祭日営業

受付期間 午前 8時30分～17時30分

ご利用対象地域 洞爺湖町(洞爺村地区を除く) 豊浦町(全地域)

## 運営方針

事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保健施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に務めるものとする。

## サービス内容(居宅介護支援)

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。

ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、PDCAサイクルに沿って居宅サービス計画の実施状況を把握します。

※PDCAサイクルとは P:Plan(計画) D:Do(実行) C:Check=評価 A:Action=改善

計画(ケアプラン)を立て実行(サービスを提供し)し評価(モニタリング訪問)の上で改善(次の計画のアセスメント)に向ける事を表します。居宅介護支援の内容としては、今までも行っていますが、今回の介護保険の改定の文言の中に改めて記されていますので記述します。必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ご利用になれる方(対象者)

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能ですが、認定結果が「非該当」、「要支援」の場合は契約終了となります。

## 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

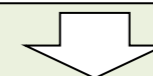
<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者 1名【主任介護支援専門員:併設のデイサービス管理者と常勤兼務】

介護支援専門員 2名【主任介護支援専門員1名 介護支援専門員1名 常勤専従】

## 【居宅介護支援サービス計画の流れ】

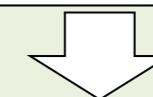
①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めるものとします。また契約者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を介護支援専門員に求めることができます。



③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。また契約者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。

## 【サービス利用料金】

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する事が出来ない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

介護度	利用料金 +(該当加算) × 介護保険負担割合
要介護1・2	10,760円 +(該当加算) × 介護保険負担割合
要介護3・4・5	13,980円 +(該当加算) × 介護保険負担割合

